岐阜県環境保全モデル林募集要領

1 趣旨

岐阜県では、「第二期 岐阜県森林づくり基本計画 (H24~H28)」に基づき、県内の民有林を「環境保全林」と「木材生産林」に区分し、それぞれ、環境を重視した、森林を守って活かす「恵みの森林づくり」と、林業活動を重視した、木材を伐って利用する「生きた森林づくり」を進めています。

「恵みの森林づくり」施策では、里山林や奥山林、川沿いの森林など、既存の林業では採算が合わないため放置されている森林の整備・活用を進めており、特に、里山林では、環境に配慮した里山再生手法の確立と、全県への展開を図るためのモデル林を、平成26年度までに4箇所を選定しました。

今回、第5号となる「環境保全モデル林(以下、「モデル林」という)」の候補地を募集します。

2 モデル林とは

人々の「暮らし」が森から離れ、利活用されなくなったため荒廃した「里山林」の再生を図り、 持続的に保全していくため、現代の生活スタイルに即した里山の利活用方策を探り、人々が継続 的に里山林に関わり続ける新たな里山林循環モデルの構築を図ります。

具体的には、里山林など住民に身近な森林を対象に、アイデアや叡智を結集して、整備や活用の方法を検討し、初期投資である施設整備等は県が行います。その後は、民間の力によりモデル林を整備保全していただくことを目的に整備する森林です。また、その成果や活動内容を、県下に広くPRし環境保全を目的とした森林の活用を広げるためのものでもあります。

※環境保全モデル林の具体的イメージ

- ①健康増進型(森林空間利用、散策と学習の場、森林スポーツ等の活用等)
- ②環境教育型(美林・名木を中心とした自然への畏敬のモデル林、巨樹・巨木、森林環境教育*等)
- ③観光活用型(ぎふウェルネス・ツーリズム、岐阜の宝もの等)
- ④野生鳥獣共存型 (緩衝地帯の整備、針広混交林化、実のなる樹木の育成等)
- ⑤広葉樹の利活用型(ナラ枯れ被害対策、チップ等への活用、実のなる樹木の育成、炭焼き、 グッズづくり等)











①健康増進型

②環境教育型

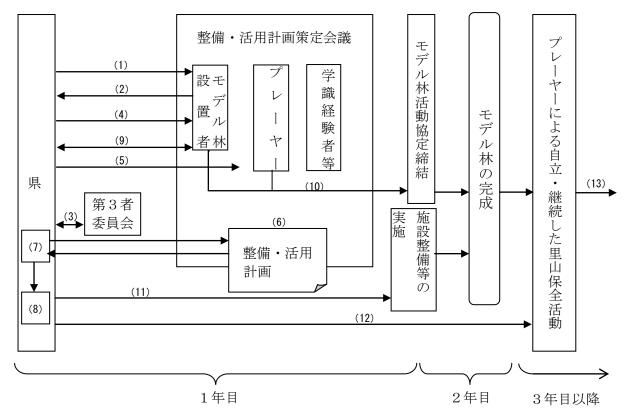
③観光活用型

④野生鳥獣共存型

⑤広葉樹の利活用型

3 環境保全モデル林整備事業の流れ

- (1) 県は、「モデル林」を公募します。
- (2) モデル林設置希望者から、モデル林応募書類を提出していただきます。
- (3) 別に設置する第3者委員会においてモデル林を選定します。
- (4) 県は、応募者(モデル林設置者)に結果を通知します。
- (5) 県は、「モデル林」で活動を希望するプレーヤーを募集します。
- (6) 県、モデル林設置者、プレーヤー、学識経験者等からなる「整備・活用計画策定会議」において、モデル林の「整備・活用計画」を検討します。
- (7) 県は、会議の意見を参考に「整備・活用計画」策定します。
- (8) 県は、「整備・活用計画」を基に、事業を実施するための予算を確保します。
- (9) 県とモデル林設置者は整備推進に関する協定を締結します。
- (10) モデル林設置者とプレーヤーはモデル林の活動協定を締結します。
- (11) 県は、モデル林において森林の整備、路網の整備、施設の設置等の事業を実施します。
- (12) 3年目以降、プレーヤーは、モデル林経営を行います。当初の1年間は、県とモデル林設置者が進捗管理や関係者間調整等、活動を支援します。
- (13) 4年目以降、プレーヤーは自立・継続した里山保全活動を実施します。



4 関係者の役割

- (1) 県
 - ①モデル林の募集
 - ②モデル林の書類確認を行い、第3者委員会においてモデル林を選定
 - ③モデル林の整備・活用計画策定会議の設置、整備・活用計画の策定
 - ④プレーヤーの募集
 - ⑤モデル林の整備、路網の整備、施設の設置等の事業実施

- ⑥プレーヤーの自立・継続した里山保全活動を支援
- (2) モデル林設置者
 - ①モデル林へ応募
 - ②関係者間の調整
 - ③モデル林の整備・活用計画策定会議へ参加
 - ④県とモデル林協定締結
 - ⑤プレーヤーとモデル林活動協定を締結し、その活動を支援
 - ⑥県やプレーヤーへ協力
- (3) プレーヤー
 - ①プレーヤーとして応募
 - ②モデル林の整備・活用計画策定会議へ自主的に参加し、整備・活用計画の検討
 - ③モデル林設置者とモデル林活動協定締結
 - ④モデル林整備後、自立・継続した里山保全活動を実施
- (4) 学識経験者
 - ①モデル林の整備・活用計画策定会議へのアドバイス

5 募集の数

1箇所募集します。

6 モデル林設置期間

原則、10年間モデル林として継続利用します。

7 応募資格

応募する森林について所有又は使用貸借等により利活用できる権利を有する(今後取得も含む)市町村、団体、法人等。

※モデル林の趣旨から、個人は想定しておりません。

8 モデル林の要件

- (1) 人家、農地、公道から近い森林(里山林)であること。
- (2) 木材生産を主たる目的としない森林であること(皆伐跡地等はモデル林の対象外)。
- (3) 一定の規模を有し、一団地のまとまりを持つ森林であること。
- (4) 立木伐採や工作物設置等に法的な規制のある森林が多くを占めないこと。
 - ①自然公園及び自然環境保全地域の特別地域、特別地区、特別保護地区
 - ②土砂流出防備及び土砂崩壊防備等の災害防備保安林
 - ③砂防指定地
 - 4)風致地区
 - ⑤その他、森林に対して法的な規制がある森林
- (5) 市民の立入り、市民への開放等が可能な森林であること。
- (6) モデル林として整備後10年間以上の活用が可能であること。
- (7) 過去に補助金等で整備を実施した箇所、モデル林としての整備・活用が法令(補助金等に

係る予算の執行の適正化に関する法律)に照らして不適切とならない森林であること。

9 募集期間

平成27年3月23日(月)から5月22日(金)(当日午後5時15分必着)

10 モデル林の選定

(1)書類審查

応募された各候補地について、資格・要件に合致しているかどうか書類上で確認します。

(2) 選定

資格・要件に合致していると認められた候補地について、第三者委員会において現地調査を実施してモデル林を選定します。

11 応募方法

(1) 応募書類

以下の書類を作成し、PDF形式で電子メールに添付、もしくはCD-R等の媒体に保存して 提出してください。電子ファイル化が困難な場合は、現物又はそのコピーを提出してください。

①応募書:規定の様式(別紙)に必要事項を記入

②位置図:縮尺1/25,000~1/50,000程度

③平面図:縮尺1/2,500程度

④写 真:空中写真、現地で撮影した写真(現況が分かるもの)

⑤森林簿のコピー、登記簿謄本(登記事項証明書)、公図:応募する森林の該当する部分

⑥その他参考資料

(2) 応募書類の提出・問い合わせ先

岐阜県 林政部 恵みの森づくり推進課 恵みの森づくり係

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

TEL: 058-272-8472 (直通) FAX: 058-278-2702

E-mail: c11513@pref.gifu.lg.jp

12 モデル林の発表

平成27年7月上旬頃、記者発表及び県ホームページに掲載します。 応募者には別途、郵便等で通知します。

13 スケジュール

応募締め切り 平成27年5月22日(金)

書類審査及び現地調査平成27年6月上旬モデル林の選定平成27年7月上旬

岐阜県知事 古田肇 様

申請者住所

氏名

(EJ)

岐阜県環境保全モデル林候補地応募申請書

このことについて、別添のとおり計画書を添えて応募します。

事務担当者連絡先								
住	所							
氏	名		連絡先					

環境保全モデル林候補地応募書

応募年月日					
	名称				
	所 在 地				
応 募 者	連 絡 先				
	責任者(代表者)				
	担 当 者 名				
/ / /	地番	(多数の場合は一覧表を添付してください。)			
候補地所在地	林 小 班	(多数の場合は一覧表を添付してください。)			
	主な樹種				
	面積				
	制限林の有無				
	及び内容				
	所有形態及び				
要件	森林所有者名				
		関係法令の名称、			
		関係条項等			
	関係法令の遵守		適切・不適切	確認の方法	
		関係法令に		(「適切・不適切」について	
		照らして		確認した方法、内容等を記入	
				してください。)	
1 歴史・いわね	hなど				

2 森林の整備状況 (これまでの施業履歴)
3 希望する活用内容(イメージ等)
〔活用例〕
その1 健康増進型(森林空間利用、散策と学習の場、森林スポーツ等の活用等)
その2 環境教育型(美林・名木を中心とした自然への畏敬のモデル林、巨樹・巨木、森林環境教育等)
その3 観光活用型(ぎふウェルネス・ツーリズム、岐阜の宝もの等)
その4 野生鳥獣共存型(緩衝地帯の整備、針広混交林化、実のなる樹木の育成等)
その5 広葉樹の利活用型(ナラ枯れ被害対策、チップ等への活用、実のなる樹木の育成、炭焼き、グッ
ズづくり等)
4 その他参考事項
1 (100)

添	-	#	米石	笙
3451	N	丰	平日	

- 位置図
- 平面図
- 写 真
- ・森林簿のコピー
- ・応募する森林に関する権利等を有していることを示す書類

(例:土地登記簿謄本など)

- ・公図(写し)
- ・実測図など土地境界が明確であることを示す資料
- ・その他参考資料